

平成 26 年度

**我が国の学校教育における
海洋教育拡充に向けた取り組み
(日本財団海洋教育促進プログラム)
報告書**

平成 27 年 3 月

海洋政策研究財団

はじめに

2014年11月20日に開催された中央教育審議会において、下村文部科学大臣は初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問を行い、8年ぶりに学習指導要領の改訂に向けた検討が始まった。現在の学習指導要領は海洋基本法が公布された直後の2008年に告示されたもので、改訂作業の段階では海洋に関する教育内容を議論する時間的余裕がなかったことから、今次の改訂においては十分な検討が行われることを期待したい。

他方、先の諮問ではこれからの学校教育の方向性として、従来のような教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、子どもたちが能動的に学ぶことによって汎用的能力の育成を図るアクティブラーニングを打ち出しており、海洋教育の推進を図るうえではこのような学校教育の変化を的確に捉えて対応する必要がある。

海洋教育はもともと教科横断的かつ課題解決型の教育内容であるため新しい教育の方向性とも合致しており、これからの教育を支える題材として可能性を秘めている。また特に沿岸部市町村や離島においては、地域の資源である海を活かした教育活動への必要性が高まっており、地方創生の観点からも海洋教育が担うべき役割は大きいと考えられる。

本事業は我が国の学校教育において海洋教育の拡充を具体化させるためにはどのような条件整備が必要なのかを検討し、その実現に向けた活動を行うものである。本事業の成果が今後のわが国の海洋教育普及推進の一助となれば幸いである。

最後に当財団が本事業を実施するにあたり、長年にわたり深いご理解と多大なるご支援をいただいている、ボートレース業界並びに日本財団に厚く感謝を申し上げる。

海洋政策研究財団
理事長 今 義男

我が国の学校教育における海洋教育拡充に向けた取り組み事業 (日本財団海洋教育促進プログラム) 研究体制

■海洋教育拡充に向けた取り組み研究委員会

委員長

佐藤 学 学習院大学 教授／日本教育学会 前会長

秋道 智彌

総合地球環境学研究所 名誉教授

石原 義剛

財団法人東海水産科学協会 海の博物館 館長

清原 洋一

文部科学省 初等中等教育局 視学官

嶋野 道弘

文教大学 教育学部 教授

／日本生活科・総合的学習教育学会 前会長

白山 義久

独立行政法人海洋研究開発機構 理事

／京都大学 名誉教授

高田 浩二

(株) 海の中道海洋生態科学館

マリンワールド海の中道 館長

寺島 紘士

海洋政策研究財団 常務理事

春成 誠

一般財団法人運輸政策研究機構 理事長

日置 光久

東京大学大学院教育学研究科特任教授

山形 俊男

独立行政法人海洋研究開発機構 上席研究員

(委員長を除き五十音順)

■研究メンバー

寺島 紘士

海洋政策研究財団 常務理事

古川 恵太

海洋政策研究財団 海洋グループ長代理

酒井 英次

海洋政策研究財団 海技グループ海事チーム長 *1

大塚 万紗子

同 海洋グループ特任研究員

上里 理奈

同 海洋グループ研究員

大西 徳二郎

同 研究員

五條 理保

同 研究員

瀧本 朋樹

同 研究員

堀口 瑞穂

同 研究調査員

赤見 朋晃

同 研究調査員

* 1 プロジェクトリーダー

目次

実施報告	1
1: 事業目的	2
2: 実施方法	2
3: 実施項目	2
4: 実施内容	3
(1) 海洋教育拡充に向けた戦略策定と作業計画作成	3
1) 学習指導要領改訂に向けた教育界の動向	3
2) 学習指導要領改訂までの戦略に関する検討	7
(2) 学習指導要領改訂に向けた各種条件整備	9
1) 教育界が必要とする条件整備	9
2) 海洋教育推進に向けた各種活動	11
(3) 海洋教育拡充に向けた政策提言等	13
1) 教育現場への海洋教育実践支援策に関する検討	13
2) 社会教育における海洋教育に関する検討	13
5: 参考資料	22



實施報告

1: 事業目的

新しい海洋基本計画に学校教育における海洋教育の拡充が明確に謳われ、また次期学習指導要領に向けた検討の必要性が国の政策において位置づけられるなど、海洋教育の拡充に向けた具体的な動きが生まれつつある。しかし学習指導要領への働きかけにはまだ多くの条件整備が必要であり、またそれらは改訂に向けた議論が始まるここ数年のうちに目処をつける必要がある。事業では、学習指導要領の次期改訂において学校での海洋教育拡充を具体化させるために必要となる各種条件整備のための活動を行う。

2: 実施方法

本事業は、教育と海洋の有識者で構成する「海洋教育拡充に向けた取り組み研究委員会」の審議に基づき実施計画を策定し、海洋政策研究財団事務局において実施した。また次期学習指導要領改訂を視野に入れた海洋教育推進戦略の全体的な方向性については、日本財団が設置した「海洋教育戦略会議」での議論に参画してビジョンの共有を図るとともに、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターが推進する海洋教育の実践研究の取り組みとも連携を図るなど、横断的な研究体制を構築することによって実施内容の重複を防ぐとともに事業成果の最大化に努めた。

3: 実施項目

平成 25 年度「海洋教育普及の実現に向けた戦略的研究及び条件整備」事業計画書に基づき、次期学習指導要領に海洋教育の内容を反映させるための戦略的研究並びに条件整備として以下を実施した。

- (1) 海洋教育拡充に向けた戦略策定と作業計画作成
 - 1) 学習指導要領改訂に向けた教育界の動向
 - 2) 次期学習指導要領改訂までの戦略に関する検討
- (2) 学習指導要領改訂に向けた各種条件整備
 - 1) 教育界が必要とする条件整備
 - 2) 海洋教育推進に向けた各種活動
- (3) 学校における海洋教育拡充に向けた政策提言等
 - 1) 教育現場への海洋教育実践支援策に関する検討
 - 2) 社会教育における海洋教育に関する研究

4: 実施内容

(1) 海洋教育拡充に向けた戦略策定と作業計画作成

1) 学習指導要領改訂に向けた教育界の動向

平成 26 年 11 月 20 日に開催された第 95 回中央教育審議会総会において、下村博文文部科学大臣は、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について、すなわち学習指導要領等の見直しについて中央教育審議会に諮問を行った。これに対し、平成 26 年 12 月 4 日の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の了承を経て、同部会の下に「教育課程企画特別部会」が設置され（図 1 参照）、審議事項に対する検討が開始された。

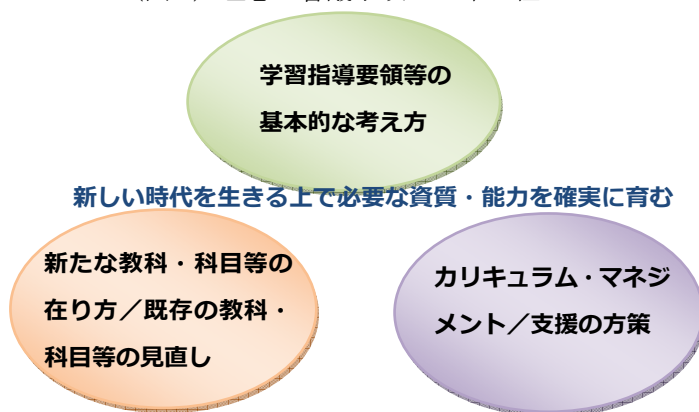
現行学習指導要領¹は、「生きる力」の育成を理念に、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを目指し、具体的には、授業時数の増加、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入が図られた。次期改訂の諮問では、「新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育んでいくこと」を理念に、「教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方」、「育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し」、そして「学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策」の 3 つが審議事項の柱として設定され（図 2 参照）、具体的には「アクティブ・ラーニング」²というキーワードが挙げられている。なお、諮問理由の中に、「海洋教育」、「海洋」、「海」といった文言は入っていない。

上記諮問に対しては、平成 28 年度中を目処に答申が取りまとめられる予定である。

(図 1) 学習指導要領等見直しの検討体制



(図 2) 理念と審議事項の 3 本の柱



¹ 小学校は平成 20 年文部科学省告示第 27 号、中学校は平成 20 年文部科学省告示第 28 号、そして、高等学校は平成 21 年文部科学省告示第 34 号。小学校は平成 23 年度より、中学校は平成 24 年度より、そして、高等学校は平成 25 年度より実施がなされている（ただし、小中学校は平成 21 年度より、また、高等学校は平成 22 年度より、可能なものの先行実施がなされている。）。

² アクティブ・ラーニングについて、今回の諮問では、「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる『アクティブ・ラーニング』）」と表現されている。また、中央教育審議会の平成 24 年 8 月 28 日付の答申、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」の用語集 37 頁では、アクティブ・ラーニングとは、「教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」と説明されている。

(参考) 平成 26 年 11 月 20 日付諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (26 文科初第 852 号)」 〈全文〉

26 文科初第 852 号
中央教育審議会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

平成 26 年 11 月 20 日

文部科学大臣 下村博文

(理由)

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されます。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、子供たちが就くことになる職業の在り方についても、現在とは様変わりすることになるだろうと指摘されています。また、成熟社会を迎えた我が国が、個人と社会の豊かさを追求していくためには、一人一人の多様性を原動力とし、新たな価値を生み出していくことが必要となります。

我が国の将来を担う子供たちには、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けることが求められます。

そのためには、教育の在り方も一層の進化を遂げなければなりません。個々人の潜在的な力を最大限に引き出すことにより、一人一人が互いを認め合い、尊重し合いながら自己実現を図り、幸福な人生を送れるようにするとともに、より良い社会を築いていくことができるよう、初等中等教育における教育課程についても新たな在り方を構築していくことが必要です。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育課程の基準となる学習指導要領等については、これまでも、時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等を踏まえ、数次にわたり改訂されてきました。平成二十年及び平成二十一年に行われた前回の改訂では、教育基本法の改正により明確になった教育の理念を踏まえ、子供たちの「生きる力」の育成をより一層重視する観点から見直しが行われました。特に学力については、学校教育法第三十条第二項に示された「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」の、いわゆる学力の三要素から構成される「確かな学力」をバランス良く育てることを目指し、教育目標や内容が見直されるとともに、学級やグループで話し合い発表し合うなどの言語活動や、各教科等における探究的な学習活動等を重視することとされたところです。

これを踏まえて各学校では真摯な取組が重ねられており、その成果の一端は、近年改善傾向にある国内外の学力調査の結果にも表れていると考えられます。

その一方で、我が国の子供たちについては、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて課題が指摘されることや、自己肯定感や学習意欲、社会参画の意識等が国際的に見て低いことなど、子供の自信を育み能力を引き出すことは必ずしも十分にできておらず、教育基本法の理念が十分に実現しているとは言い難い状況です。また、成熟社会において新たな価値を創造していくためには、一人一人が互いの

異なる背景を尊重し、それぞれが多様な経験を重ねながら、様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められます。

こうした状況も踏まえながら、今後、一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育んでいくことを目指し、未来に向けて学習指導要領等の改善を図る必要があります。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成に関連して、これまでも、例えば、OECD が提唱するキー・コンピテンシーの育成に関する取組や、論理的思考力や表現力、探究心等を備えた人間育成を目指す国際バカロレアのカリキュラム、ユネスコが提唱する持続可能な開発のための教育（ESD）などの取組が実施されています。さらに、未曾有（みぞう）の大災害となった東日本大震災における困難を克服する中で、様々な現実的課題と関わりながら、被災地の復興と安全で安心な地域づくりを図るとともに、日本の未来を考えていこうとする新しい教育の取組も芽生えています。

これらの取組に共通しているのは、ある事柄に関する知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、子供たちがそうした教育のプロセスを通じて、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、更に実践に生かしていけるようにすることが重要であるという視点です。

そのために必要な力を子供たちに育むためには、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。こうした学習・指導方法は、知識・技能を定着させる上でも、また、子供たちの学習意欲を高める上でも効果的であることが、これまでの実践の成果から指摘されています。

また、こうした学習・指導方法の改革と併せて、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」に関する学習評価の在り方についても、同様の視点から改善を図る必要があると考えられます。

以上のような問題意識の下、今般、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について諮問を行うものであります。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方についてであります。

これからの学習指導要領等については、必要な教育内容を系統的に示すのみならず、育成すべき資質・能力を子供たちに確実に育む観点から、そのために必要な学習・指導方法や、学習の成果を検証し指導改善を図るための学習評価を充実させていく観点が必要であると考えられます。このように、教育内容、学習・指導方法と学習評価の充実を一体的に進めていくために求められる学習指導要領等の在り方について、御検討をお願いします。

その際、特に以下のような視点から、御検討をお願いします。

○ これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力をどのように捉えるか。その際、我が国の子供たちにとって今後特に重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、さらには、豊かな感性や優しさ、思いやりなどの豊かな人間性の育成との関係をどのように考えるか。また、それらの育成すべき資質・能力と、各教科等の役割や相互の関係はどのように構造化されるべきか。

○ 育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうか。その際、特に、現行学習指導要領で示されている言語活動や探究的な学習活動、社会とのつながりをより意識した体験的な活動等の成果や、ICT を活用した指導の現状等を踏まえつつ、今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるか。また、そうした学びを充実させていくため、学習指導要領等において学習・指導方法をどのように教育内容と関連付けて示していくべきか。

○ 育成すべき資質・能力を子供たちに確実に育む観点から、学習評価の在り方についてどのような改善が必要か。その際、特に、「アクティブ・ラーニング」等のプロセスを通じて表れる子供たちの学習成果をどのような方法で把握し、評価していくことができるか。

第二に、育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しについてであります。中でも特に以下の事項について、御検討をお願いします。

○ グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で躊躇（ちゅうちよ）せず意見を述べ他者と交流していくために必要な力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育んでいくべきか。

特に、国際共通語である英語の能力について、文部科学省が設置した「英語教育の在り方に関する有識者会議」の報告書においてまとめられた提言も踏まえつつ、例えば以下のような点についてどのように考えるべきか。

- ・小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- ・小学校では、中学年から外国語活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持たせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考えや気持ちを伝え合う能力を養うこと
- ・中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考えや気持ちを伝え合う能力を高めること
- ・高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などを行う能力を高めること

○ 高等学校教育について、中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

- ・今後、国民投票の投票権年齢が満 18 歳以上となることや、選挙権年齢についても同様の引下げが検討されるなど、満 18 歳をもって「大人」として扱おうとする議論がなされていることも踏まえ、国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方
- ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- ・より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- ・社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

○ 子供の発達早期化をめぐる現象や指摘及び幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

○ 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020 年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康

に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うためには、どのような見直しが必要か。

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

- 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考えるべきか。

- 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会でご議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考えるべきか。

第三に、学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善を支援する方策についてであります。特に以下のような視点から、御検討をお願いします。

- 学習指導要領等に基づき、各学校において育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程を編成していく上で、どのような取組が求められるか。また、各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントを普及させていくためには、どのような支援が必要か。

- 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、このような新しい学びに対応した教材や評価手法の今後の在り方についてどのように考えるか。また、そうした教材や評価手法の更なる開発や普及を図るために、どのような支援が必要か。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項であります。審議に当たっては、学校と家庭や地域の連携強化の在り方など学習指導要領等の改善に関連する事項にも御留意の上、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

2) 学習指導要領改訂までの戦略に関する検討

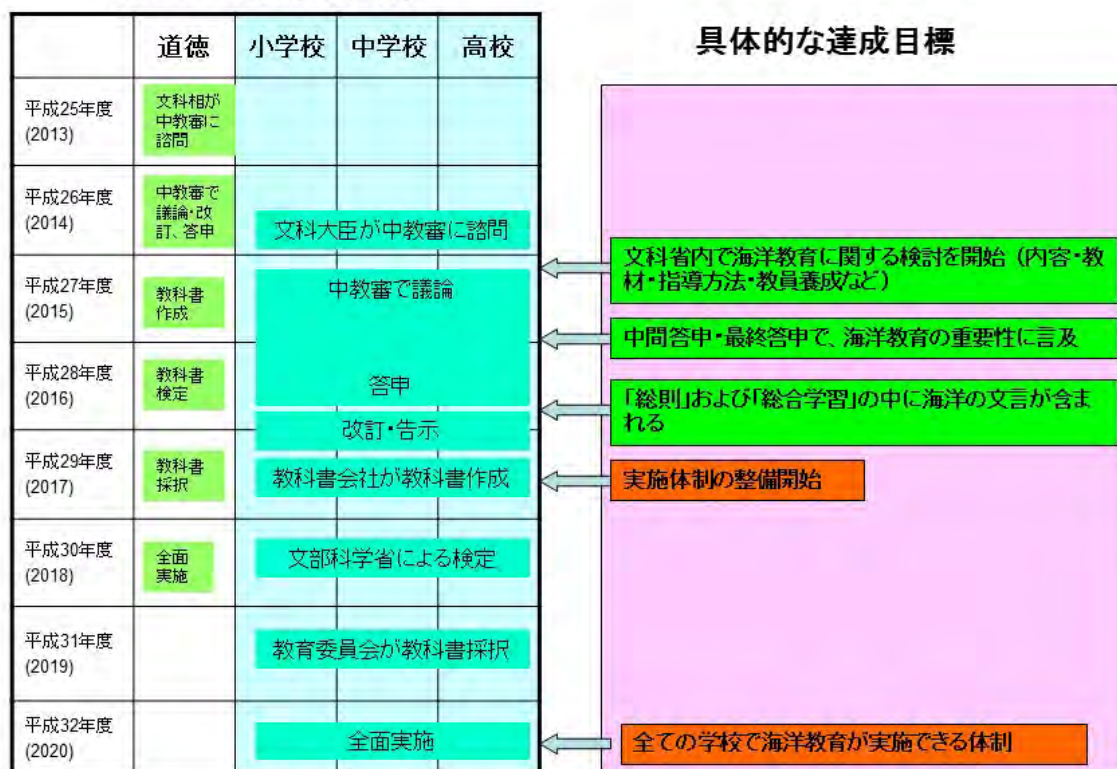
上掲のとおり諮問では学習指導要領の在り方について3つの柱で審議要請を行っているが、それぞれについて海洋教育がどのように関連しうるかを簡単に考察する。

第1の柱である新しい時代の学習指導要領等の基本的な考え方では、育成すべき資質・能力とはどのようなものか、またそれらをいかに育成・評価するかの検討を求めている。知識のみに偏らず、資質・能力も併せて重視すべきとするこの方向性は、海洋教育が目指すものと合致している。当財団が2008年3月に示した「小学校における海洋教育の普及推進に関する提言」では、「海洋教育は、海洋と人間の関係についての国民の理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能にする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成を目指すもの」と定義

し、またその後開発した「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン」では、海洋教育の内容領域を体系的に示すとともに育成すべき能力としてコンピテンシーを明らかにした。このように海洋教育では教育内容だけでなく育成すべき資質・能力についてもすでに踏み込んだ議論がなされており、その検討過程においては文部科学省での「生きる力」や「確かな学力」、また「持続可能な開発のための教育（ESD）」等で検討された内容を十分に踏まえて開発を行っている。以上のことから、海洋教育は新しい学習指導要領の方向性に沿ったものと考えられる。

第2の柱である新たな教科・科目等の在り方や既存の教科・科目等の見直しに関しては、特に検討すべき事項として英語教育、高等学校教育、幼児教育、体育、特別支援教育、小中一貫教育とともに、「社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実」が掲げられている。新しい学習指導要領の検討において海洋教育が最も深く関連すると考えられるのはこの視点からであろう。海洋教育に関する社会からの要請としてはまず海洋基本法が挙げられる。海洋基本法では、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することを謳っており、そのためには国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進を掲げている。近年、東日本大震災に伴う大規模津波災害の発生、過疎化が進む地方沿岸市町村の産業創生、資源減少が著しい水産資源の持続可能な利用、大陸棚延伸と広大な管轄海域での資源開発への期待、また島や海域をめぐる周辺諸国との対立など、海洋を巡る諸問題が増加しており、我が国が海洋立国として将来に亘って持続的に発展するためには海洋に対する基本的なリテラシーを有する次世代人材の育成は急務であり、その基礎を担う学校教育における海洋教育の推進は社会的にも重要な課題となっている。しかしながら、現在の学習指導要領における海洋教育の取り扱いについては社会科等で取り上げられているのみであり、教科横断的な幅広い視点からの教育が行える状況とは言いがたい。よって新しい学習指導要領においては防災、国土、資源、産業、環境および文化・芸術な

改訂までの流れ(予想)



ど多様な視点から海洋を捉え、関連する教科ならびに総合的な学習の時間におけるテーマなどにおいて具体的に位置づけることができるよう、中教審において十分な議論がなされるべきであり、社会からの要請として強く訴えてゆく必要がある。

第3の柱としてはカリキュラムマネジメントや指導・評価方法の改善が掲げられ、その中でアクティブラーニングというキーワードが示されたが、自ら学び自ら考える力を育む探究的な学習にふさわしい海洋教育は、このような新しい教育手法の開発・普及において海洋教育が有効な題材であることを検証してゆくことが今後求められるであろう。

以上のように、諮問で示された新しい学校教育の方向性は海洋教育の考え方と基本的に合致しており、今後は海洋教育の推進が学校教育にとって有益であることをアピールしてゆくことが重要である。

なお、昨年度に検討を行った学習指導要領の次期改訂までのスケジュールについては、今次の諮問を踏まえて上記のとおりアップデートを行った。昨年の段階では文部科学大臣の諮問文等において海洋の重要性が言及されることを当面の目標としていたが、上述のとおり諮問時に海洋が言及されなかったことから、中教審での議論において海洋が取り上げられることを目標に設定した。中間答申ならびに最終答申において海洋が言及されるためには、平成27年度および28年度にかけて行われる審議は非常に重要であり、さまざまな形での働きかけを行うことが急務である。

(2) 学習指導要領改訂に向けた各種条件整備

1) 教育界が必要とする条件整備

学校での海洋教育が進まない理由として学習指導要領における取り扱いが不十分であるという指摘がある一方で、学校教育現場の海洋教育実践を支える効果的な枠組みがないことも海洋教育の普及を阻んでいる一因と考えられる。近年、学校教育に寄せられる期待やニーズが多様化し、またそれに伴い教員の職務の複雑化が進むなど、学校教育の現場は人材面・財政面ともに余裕がない状況にある。そのような中で新たに海洋に関する教育活動を展開することはあらゆる面で負担増となり、換言すれば、学校教育の現場が積極的に取り組めるような環境を整備しない限り、海洋教育の更なる普及は進展しないことが予想される。学校での海洋教育の普及推進には、学習指導要領への働きかけというトップダウンの取り組みと、教育現場への支援拡充というボトムアップの取り組みの双方が不可欠である。これについては当財団が2007年度に実施した「海洋教育の普及推進に関する調査研究」において既に指摘したとおりであるが、あらためて概要を示す。

当財団は2003年度から2006年度までの4年間、学校への直接支援を展開し教員や児童だけでなく保護者からも好評価を得た。その手法は海好きな教員を養成し、そこを端緒に海洋教育を広めようとするものであった。しかし、熱意のある教員個人に頼った手法は属人的になりがちで、その教員の異動とともに実践が下火になってゆくなどの問題があった。また支援する側も事業予算が単年度会計であるため複数年に亘っての支援が約束できず、継続を望む学校の期待に添えないなどの問題が多く発生した。学校教育において重要となる継続性の担保という点で学校側と支援側の双方に問題があることが判明した。そこでボトムアップ式普及のモデルとして、「教室から学校へ、学校から地域へ」を試みた。キーパーソンとなる1人の教員に海の学習を啓蒙することで、同僚の教員らに影響を及ぼすこと、すなわち「教室から学校へ」の拡大を目指した。続いて地域にある学校のネットワークを通じて、ある学校から同一地域の他の学校への普及、「学校から地域へ」を試みた。結果は、「教室から学校へ」の拡大は比較的スムーズに進んだものの、「学校から地域へ」の普及は十分な成果を挙げるができなかった。海洋教育は教員の属人的な関心だけで展開できるものではなく、学校関係者あるいは地域全体が海洋教育の概念や意義を共有しない限り面的な広がりには難しいとの結論に至った。つまりボトムアップ式の普及を進めるには、同時にトップダウンで海洋教育の概念共有を進めなければ限界があることがわかった。

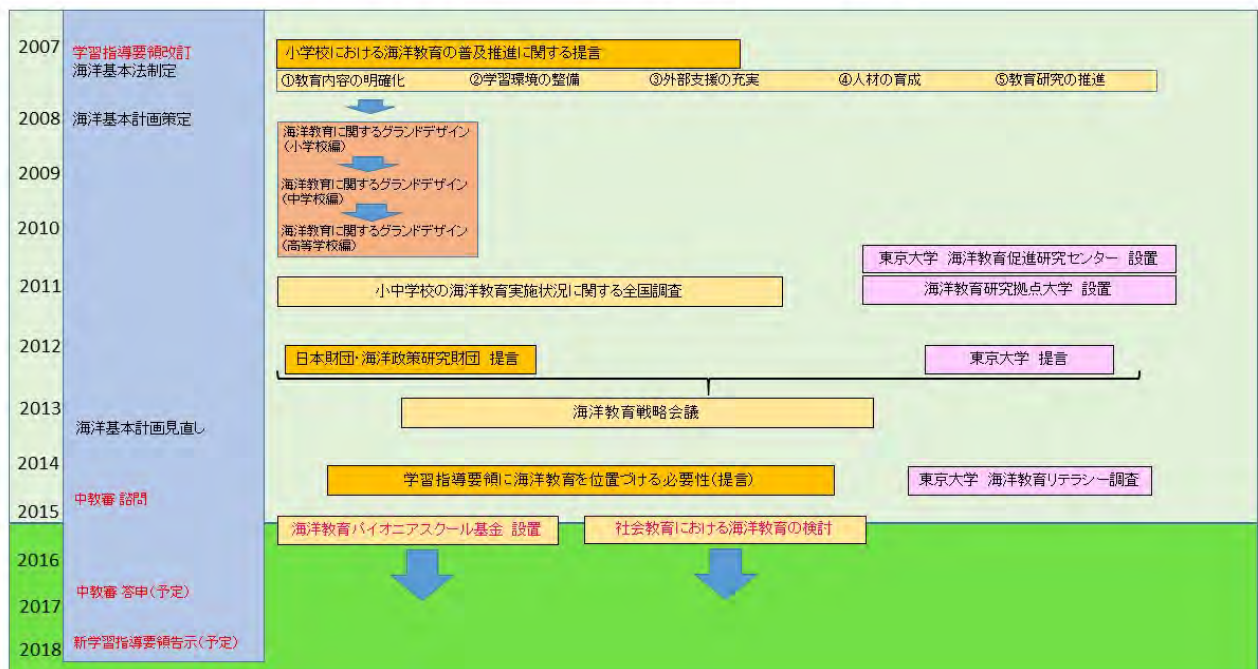
このような研究成果を基に2007年に「小学校における海洋教育普及に関する提言」を打ち出し、トップ

ダウン式の普及策についての検討を開始した。提言では海洋教育の定義ならびにコンセプトを明らかにするとともに、実施すべき事項として以下の5つを打ち出した。

1. 海に関する教育内容を明らかにすべきである
2. 海洋教育を普及させるための学習環境を整備すべきである
3. 海洋教育を広げ深める外部支援体制を充実すべきである
4. 海洋教育の担い手になる人材を育成すべきである
5. 海洋教育に関する研究を積極的に推進すべきである

そしてこの提言に沿った取り組みを進め、21世紀の海洋教育に関するグランドデザインの作成によってこれまで曖昧だった海洋教育の概念と教育内容の明文化、東京大学をはじめ各地の大学に海洋教育研究拠点が設置されるなど教育研究の本格的な開始、メディアへの露出が増え全国の教育現場での海洋教育に対する認知度向上、また全国調査を通じて海洋教育の実施の実態解明など、面的な広がりに向けての条件整備において効果を挙げた。しかし、上記提言のうち2「普及のための学習環境の整備」、3「外部支援体制の充実」の二つはまだ取り組みが不十分な状況にある。これらは教育現場での海洋教育実践を支える重要な項目であり、現在では「点」での実施でしかない海洋教育を「面」として広げてゆくうえでも不可欠な施策である。今般の中教審への諮問でも示されたように、学校教育がアクティブラーニングの方向に舵を切ろうとしている中で、今後は何を教えるべきかという議論だけでなく、海洋教育によって習得できる能力や態度などの検証を進めることが重要となるため、実践を増やし教育事例の集積を行うことが必要である。次期学習指導要領において海洋に関する教育内容の充実を図るうえで、教育現場が主体的に海洋教育に取り組める環境整備は喫緊の課題である。

海洋教育の普及推進に向けた5つの提言 これまでの実施経緯



2) 海洋教育推進に向けた各種活動

① 海洋教育戦略会議への参画

当財団は日本財団が立ち上げた海洋教育戦略会議³に参画し、諮問に先立って学習指導要領における海洋教育拡充のための議論を行った。同会議は、その成果を「学習指導要領に海洋教育を位置づける必要性」と題する提言書にとりまとめ、2014年4月に文部科学省初等中等教育局、自由民主党政務調査会海洋総合戦略小委員会、内閣官房総合海洋政策本部事務局、同年5月には海洋基本法戦略研究会などの場で提起した。また10月14日には下村文部科学大臣に直接手交し、提言書についての理解を求めた。

この提言の骨子は以下の2つから構成されている。

1. 学習指導要領の総則に「海洋教育」もしくは「海洋」と明記すること。
2. 学習指導要領の「総合的な学習の時間」の学習活動の例示に、「海洋の教育」もしくは「環境（海洋を含む）」と明記すること。また海洋教育を行う意義として「防災」「国土」「資源」「産業」「環境」「文化芸術」の6つを示した。

(参考) 提言：学習指導要領に「海洋教育」を位置づける必要性〈全文。ただし、付属参考資料を除く。〉

学習指導要領に「海洋教育」を位置づける必要性

海洋教育戦略会議

【提言骨子】 今回の学習指導要領の改訂にあたって次の2点を提言する。

1. 学習指導要領の総則に「海洋の教育」もしくは「海洋」と明記すること。
2. 学習指導要領の「総合的な学習の時間」の学習活動の例示に、「海洋の教育」もしくは「環境（海洋を含む）」と明記すること。

【意義】

日本は海洋国であり、「海とともに生きる」日本人を育てることはわが国の学校教育において極めて重要な課題である。また国際的にも、グローバル化の大きなうねりの中で海洋の教育の意義は増大している。「海洋基本法」第28条は「海洋に関する国民の理解の増進」を掲げ、「海洋基本計画」の中ではより具体的に「小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領を踏まえ、海洋に関する教育を充実させる」と明記されている。

しかし、現行の学習指導要領においては海洋教育としての明確な位置づけはなく、僅かな個々の内容が脈絡なく扱われているのみであり、海とともに生きる日本人の教育として極めて不十分と言わざるをえない。海洋教育の内容は多岐にわたっているが、特に、以下の6点における海洋の教育の意義は重要であると考えられる。

1. 防災としての視点から海洋の教育を行う意義

東日本大震災の一つの大きな教訓は、「教育こそが最大の防波堤」であることであった。近い将来、高い確率で大地震が想定されている現在、防災としての視点からの海洋教育は喫緊の課題である。

2. 「国土」としての海洋の教育を行う意義

海洋国である日本において、EEZ等を含めた「国土」の問題はまさに海洋の問題でもある。自らの「国

³ 2013年7月に日本財団が立ち上げた海洋教育推進に関する全体戦略の議論・検討を目的とした有識者会議（座長：笹川陽平日本財団会長）

土」のイメージを明確にし、アジア諸国との平和共存を目指す海洋教育の必要性は、近年、一挙に高まっている。

3. 資源としての海洋の教育を行う意義

昨年、わが国の近海からメタンハイドレートやレアアースなどの新しい海底資源の発見が相次いで報告された。将来のわが国のエネルギー政策の生命線となるかもしれないこれらの資源について、その科学的意味や開発・活用の可能性について海洋教育として扱うことは、これからのわが国の教育の一つの重要な可能性であると考えられる。

4. 産業としての海洋の教育を行う意義

わが国にとって、海洋は様々な産業の場であると共に、海外との貿易の必須の交通路である。また、近年マグロ等の完全養殖のように新しい科学的水産業が興隆してきている。この他、海底の石油・ガス・鉱物資源に関する産業が発展してきており、新しい産業の育成・発展という視点からの海洋教育の意義は大きいものがある。

5. 環境としての海洋の教育を行う意義

環境教育・ESD は、現在学校で一定程度学習が行われている。しかしながら、その中で海洋に関する扱いは極めて少ない。海洋教育を「海の環境教育」という視点で捉え、人類の生存基盤である海洋の環境・生物多様性を取り上げ、現在行われている森や川の環境教育・ESD と関連づけて総合的・体系的に扱うことにより、環境教育・ESD の学習の一層の充実を図ることができる。

6. 文化や芸術としての海洋の教育を行う意義

四方を海で囲まれたわが国では、伝統的に海とのかかわりの中で日々の生活を営んできた。また、歴史や民俗・風習、宗教なども、海とかかわっていないものを探すが難しい。たくさんの海を題材にした文化や芸術が生まれ、我々の生活を豊かにしている。このような文化や芸術を生み出す「海」の力を再認識し、両者の新しい関係を考えていくことは、わが国の未来を考えることにつながる。

【提言】

海洋に関する教育は、これまで教科の関連事項と「総合的な学習の時間」を活用した学習として分散して扱われているが、「海洋の教育」として体系的・構造的に扱われることが重要である。そのために学習指導要領の総則において「海洋の教育」を文言として明示するとともに、「総合的な学習の時間」において「海洋」を国際理解、情報、環境、福祉・健康と並ぶ学習活動の課題として明記することを提案したい。

海は学びの宝庫であり、海洋に関する教材と海をフィールドとする学習活動は、無尽蔵ともいえる新しい教育の可能性を秘めている。海洋教育を学校における教育課程の中に位置づけ、臨海学校などの体験的な学びの場や機会の拡充を図ることによって、子どもたちが海と親しみ、海に学び、海と共生する生き方を探究する教育を求めたい。

しかし、先述の中央教育審議会への諮問においては、海洋に関する文言は特に取り上げられなかった。特定の教育テーマに偏らない文部科学省の中立的な姿勢が窺える。

② 外部関係機関への協力等

日本学術会議が主催する日本学術会議主催学術フォーラム「初等中等教育における海洋教育の意義と課題－海洋立国を担う若手の育成に向けて－」（平成 26 年 8 月 1 日（金）13：00～17：00）において、当財団常務理事の寺島紘士より「海洋基本計画における海洋教育の推進と今後の課題」と題する講演を行い、海洋

政策の視点から海洋教育の必要性を訴えた。

東京大学海洋アライアンス機構が実施した「海洋リテラシー調査」会議に出席し、必要な助言および情報収集を行った。

いわき市議の海洋教育に関する行政視察対応依頼（平成 26 年 10 月 28 日）として、海洋教育に関する行政視察について、いわき市議からの依頼を受け、海洋教育の現状および当財団の取り組み等についての説明等を行った。宮崎大学が主催した第 1 回海洋教育宮崎大学プロジェクト報告会（平成 27 年 2 月 20 日（金））への参加並びに後援を行い、宮崎県における海洋教育に関する取り組みについて報告会への参加および関係者へのインタビュー実施をした。

(3) 海洋教育拡充に向けた政策提言等

1) 教育現場への海洋教育実践支援策に関する検討

海洋教育は、海洋と人間の関係について正しく理解し、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続的な海洋の開発と利用を可能にする知識、技能、判断力、表現力を育てることを目的としており、これはこれからの学校教育が目指す 21 世紀型能力とも合致するものである。もともと教科横断的かつ課題解決型の教育内容である海洋教育はアクティブラーニングの題材としても可能性を秘めている。また特に沿岸部市町村や離島においては、地域の資源である海を活かした教育活動への必要性が高まっており、とくに人口減少が進む沿岸部市町村における地域では、地域創生の視点からの学校のあり方、また地域経済を支える海という視点からの人材育成のあり方という視点が重要となってくる。そのためには学校現場での実践を増やし、教員など人材面の育成強化を図るとともに、教材や学習事例などの蓄積と検証また学校が利用可能な外部の支援体制の整備など、各地の実情に合わせたきめ細かい支援体制を拡充させる必要がある。

よって、教育現場に対して直接的な費用を支援することで実践校の面的な広がりを確保するとともに、質的な向上を図るためのアドバイス支援、またこれら実践事例の共有、教育研究活動の奨励を目的としたネットワーク作りを行うための制度として、全国の小学校、中学校および高等学校を対象にした継続的な海洋教育支援スキームを構築すべきである。

2) 社会教育における海洋教育に関する検討

2-1) 海洋基本法及び海洋基本計画における社会教育の扱われ方

当財団ではこれまで、学校教育における海洋教育の充実を目指して、「小学校における海洋教育の普及推進に向けた提言」（2008（平成 20）年 2 月）、「21 世紀の海洋教育に関するグランドデザイン」（小学校編 2009（平成 21）年 3 月、中学校編 2010（平成 22）年 3 月、高等学校編（2011（平成 23）年 7 月）等）のとりまとめ、全国の小中学校を対象とした海洋教育に関するアンケートの実施、東京大学海洋アライアンス 海洋教育促進研究センターの設置等への協力など多岐に渡る活動をしてきた。2007（平成 19）年 7 月に施行された「海洋基本法」においては、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進のために必要な措置を講ずるものとされ、2013（平成 25）年 3 月に閣議決定された「海洋基本計画」においては、学習指導要領を踏まえ海洋に関する教育を充実させ、必要に応じ学習指導要領における取扱いも含め有効な方策を検討すると定められた。

「海洋基本法」2007（平成 19）年 4 月 27 日 法律第 33 号

（海洋に関する国民の理解の増進等）

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓

発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

「海洋基本計画」2013（平成25）年3月閣議決定

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

○小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領を踏まえ、海洋に関する教育を充実させる。また、それらの取組の状況を踏まえつつ、海洋に関する教育がそれぞれの関係する教科や総合的な学習の時間を通じて体系的に行われるよう、必要に応じ学習指導要領における取扱いも含め、有効な方策を検討する。

このように学校教育における海洋教育に関しては一定の成果を持ちつつ着実な進展が見られるが、海洋基本法において学校教育と同等に記載されている社会教育についてはほとんど手付かずの状態である。海洋基本法においては上記のような記述があるが、海洋基本計画においては、社会教育について以下の様な記述がなされている。

「海洋基本計画」2013（平成25）年3月閣議決定

第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針

3 本計画における施策の方向性

(7) 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

海洋に関する国民の理解の増進の観点から、国民が海を身近に感じられるよう、幅広い参加が得られる行事や海洋観光など、海洋に実際に触れ合う機会を充実させるとともに、マスメディア、インターネット等を通じた情報発信、水族館、博物館等とも連携した情報発信を検討する。また、海洋に関する国民の声を施策に反映させる等、国と国民との双方向での情報交換を推進する。さらに、マリレジャー等の安全対策や、海洋環境の保全についての啓発活動を引き続き推進するとともに、海洋に関する我が国の歴史・文化を知る機会となる水中遺跡の調査や、この保存・活用方策の検討に取り組む。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

○海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。

○海洋に係る夢を抱き、感動を覚えるなど、海洋の魅力を実感できるよう、学協会等との協力の下、アウトリーチ活動を重視した取組等を推進する。

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

○海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、練習船等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活

動、マリンレジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。

- 海洋分野における普及啓発、学術推進、研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体に対して、海洋立国推進功労者表彰を継続的に実施する。
- 国民が海洋に触れ合う機会を充実する観点から、豊富な魚介類、優れた海岸景観、歴史・文化等に培われた風土、マリンレジャーに適した海洋空間等、地域それぞれが有する資源をいかした海洋観光等の取組を推進し、地域振興に寄与する。
- 海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、観光資源等としての活用を考慮しつつ、遺跡の保存や活用等に関する調査研究を進める。
- 海洋に関する様々な情報をメディアやインターネット等を通じて分かりやすく発信する。

海洋に関する国民の理解の増進において、社会教育は非常に重要なキーワードであることは明らかなことから、当財団としてどのような支援ができるかを考えたい。

2-2) 社会教育における海洋教育とは

前述のとおり、海洋基本法において「海洋に関する国民の理解の増進」のために「社会教育における海洋に関する教育の推進」が必要だと述べられている。では社会教育とはいったいどのようなものなのだろうか。

社会教育は、1949（昭和 24）年に制定された「社会教育法」において、学校教育以外の組織的な教育活動を言うとしてされている。社会教育という言葉には半世紀以上の歴史があるが、最近ではより学習者が主体的に学ぶという意味を込めて生涯学習という言葉が好んで用いられている。社会教育と生涯学習は時折混同されて用いられているが、1981 年の中央教育審議会答申「生涯教育について」において、生涯学習とは人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、各人の自発的な意思で、その生涯にわたり学習をすることであると述べられている。一方、同文の中で生涯学習が人々の具体的な学習活動を示すものであるのに対し、生涯教育はその具体的な学習の機会を充実させるための理念・方策だと記載されている。このことは、1990 年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」においても同様に述べられている。なお、この答申の中では、引用する箇所以外では生涯教育という言葉は使われていない。更に、2005（平成 17）年 6 月に文部科学大臣から出された「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の諮問を受けて、2008（平成 20）年 2 月に中央教育審議会が提出した答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」においても、再度整理がなされている。また、この答申ではさらに生涯学習と社会教育・学校教育の関係についても述べられている（各法令については巻末参照）。

これらのことから、社会教育等の用語について法令上の意味を以下のようにまとめることができる。

【生涯学習】

各個人が行う組織的ではない学習（自学自習）のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人が自発的意思に基づいて、必要に応じ自己に適した手段・方法を選び、その生涯にわたって行うことを基本とした学習活動。

【生涯学習の理念】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【生涯教育】

生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとする。国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念。

【学校教育】

学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動。

【社会教育】

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）。

つまり、社会教育は「学校教育以外の組織的な教育活動」と考えれば差し支えないであろう。ただし、社会教育法は 1949（昭和 24）年に制定された古い法律であり、現在社会教育の中核を担う NPO 等を想定していない等、生涯学習社会と呼ばれる現代にはそぐわない部分も多い。また、中央教育審議会の生涯学習部会等での話し合いも公民館を主体とするものが多く、博物館やその他の社会教育施設はおろか、海に関する話題も登場しない。そのため、社会教育という言葉の定義としては参考とするものの、活動範囲や活動内容等は法令に縛られることなく、「海洋に関する国民の理解の増進」のために必要な活動や支援を考えていくべきであろう。

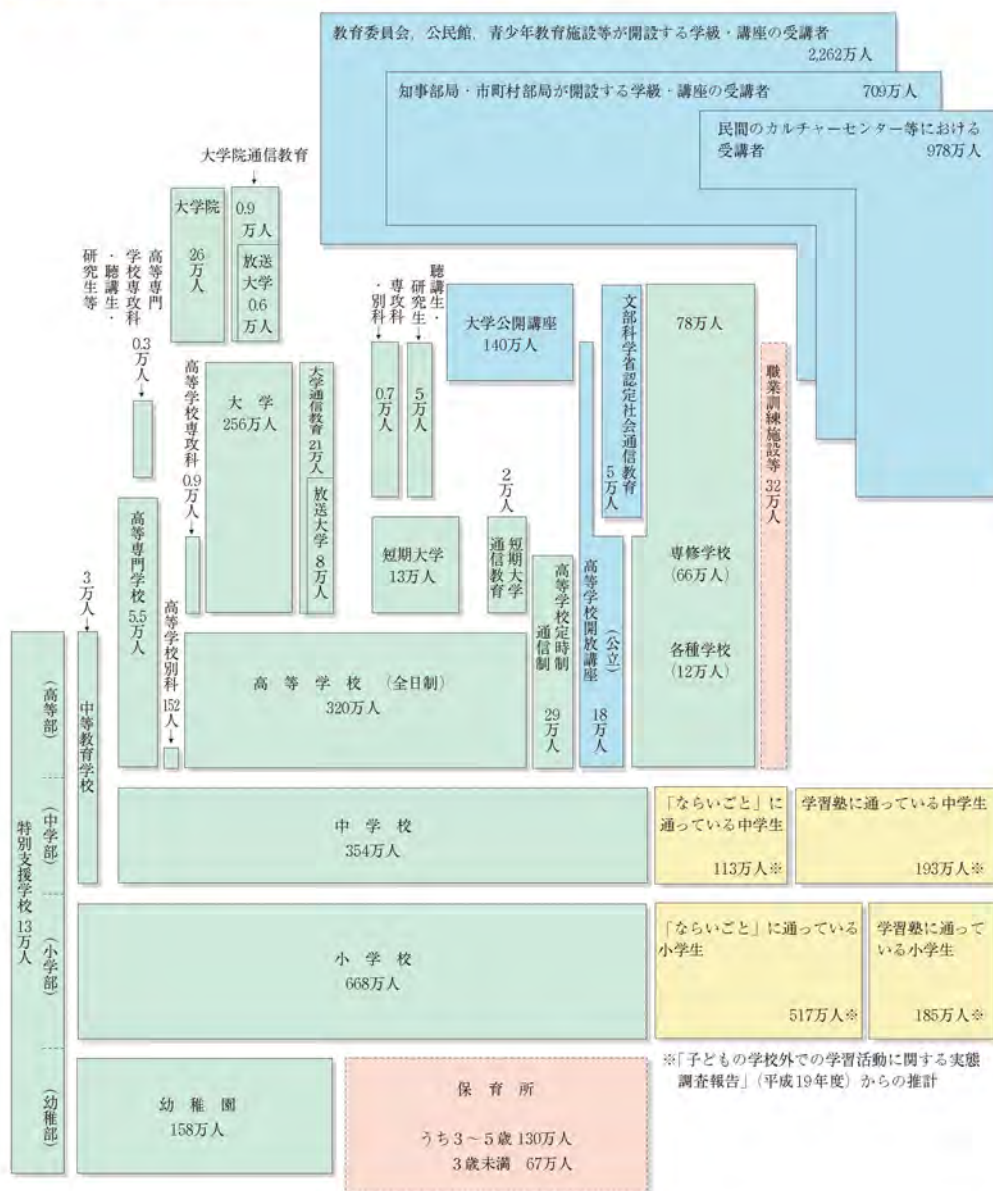
2-3) 社会教育において海洋教育を推進する必要性

海洋基本法の第 28 条には「学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進」とあるが、海洋教育の推進にとって、学校教育だけではなく、社会教育が必要となるのはなぜだろうか？



学校教育の制限という点においては、学校教育において学習できる内容には、時間的にも空間的にも限界があるという理由が考えられる。学習者の意思で取り組む生涯学習においては、学習者の意欲さえあればその制約ははるかに少ないというメリットがある。海に関する知識や技能は多岐にわたり、総合的な分野でもあるため、修得するためには多くの時間や実際の経験が必要となる。逆に言えば、多くの関係者が自身の専門分野を活かした多様な教育活動を展開し、そこに相互作用が生まれることで、生涯学習にとって海はとても魅力的なテーマになり得るだろう。

2 学習人口の現状



◆公民館 (類似施設を含む) 2億452万人	◆青少年教育施設 2,004万人
◆博物館 (類似施設を含む) 2億7,665万人	◆女性教育施設 1,017万人
◆図書館 1億8,756万人	◆社会体育施設 4億8,628万人
	◆民間体育施設 1億3,642万人
	◆生涯学習センター 2,648万人

(資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度), 「社会教育調査報告書」(平成23年度), 「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」(平成19年度)等

「平成25年度 文部科学白書」参考資料 2 学習人口の現状

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201401/1350715.htm

また、学校教育を受けている期間はライフステージのほんの一部であるという点から考えると、学校教育を通じて海に関心を抱いたとしても、卒業後、海に全く触れないようになってしまったのでは折角の関心も薄れてしまうという理由が考えられる。たとえ継続して関心を持ち続けることができ、より深く海について学びたいと思っても学べる場がなければいつの日か海から離れてしまうだろう。逆に、学校入学前の未就学児が海に関心を持った際に、未就学児自身やその保護者が海について調べたり、海で活動ができたたりするような環境も重要となるだろう。

更に、学習人口という点から見ると、近年、学校教育を受けている人口よりも、それ以外の学習を受けている人口の方が多ということも軽視できない。海について学ぶだけでなく、実際に海に対して影響を与えたり、アクションできたりするのも学校卒業後の人々の方が多だろう。

これらのことから、海洋教育の推進のためには、学校教育とともに、社会教育は不可欠であることが理解できる。

2-4) 社会教育における海洋教育の現状

実施団体	種別	事業名	URL
公益財団法人 日本海事科学振興財団 (船の科学館)	公益法人	展示、カヌー操船体験教室など	http://www.funenokagakukan.or.jp/index.html
公益財団法人 海技教育財団	公益法人	帆船海王丸による体験航海・海洋教室	http://www.macf.jp/
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団	公益法人	体験クルーズ、海洋体験セミナー・親子体験セミナー、海洋センターにおけるイベントなど	http://www.bgf.or.jp/
公益社団法人 日本海洋少年団連盟	公益法人	海洋少年団全国大会、国際交流、大型練習帆船体験乗船研修など	http://www.jsf-japan.or.jp/
公益社団法人 日本船舶海洋工学会 海洋教育推進委員会	公益法人	海洋教育フォーラム	http://www.jasnaoe.or.jp/mecc/
一般社団法人 湘南海洋教育スポーツ振興協会	公益法人	ビーチクリーン、マリンスポーツ体験など	http://www.coco-bea.com/
一般社団法人 葛西臨海・環境教育フォーラム	公益法人	海洋教育インタープリター養成講座、葛西臨海たんけん隊など	http://www.kasairinkai.com/tankentai/
一般財団法人 海洋共生センター	公益法人	海事人材育成開発など	http://kaiyokyoiku.jp/
特定非営利活動法人 海の自然史研究所	NPO	MAREプログラム、スタディツアー、マリナボキキャンプ、海の生き物塾、海洋教育セミナーなど	http://fields.canpan.info/report/detail/17114
海辺の環境教育フォーラム	NPO	海辺の環境教育フォーラム	http://interpreter.ne.jp/umibe/umibe.html
わくわくサンゴ石垣島	NPO	サンゴやウミガメ学習会、イベントブース出展など	http://www.wakuwaku35.net/
NPO法人 オーシャンファミリー海洋自然体験センター	NPO	一般・親子向けプログラム、イベントなど	http://oceanfamily.jp/
特定非営利活動法人 日本ライフセービング協会	NPO	各種講座など	http://www.jla.gr.jp/
特定非営利活動法人 日本セイルトレーニングスクール	NPO	体験航海プログラム	http://www.stsj.org/
山梨県教育委員会	自治体	やまなし少年海洋道中	http://www.pref.yamanashi.jp/kurashi/kyoiku/shakai/taiiken.html
能登少年自然の家	自治体	いしかわ子ども自然学校	http://www.ishikawa-shizen.jp/oto/top.html
琉球大学 教育学部	大学	教師教育のための水辺活動プロジェクトなど	http://w3.u-ryukyu.ac.jp/umi/
横浜国立大学 統合的海洋教育・研究センター	大学	公開講座、シンポジウム、横浜市共創アクションセミナー「海からのまちづくり～海洋都市横浜の挑戦～」など	http://www.cosie.ynu.ac.jp/
お茶の水女子大学 海洋教育促進プログラム	大学	教員研修と海洋教育教員研修リーダーの養成	http://sec-kaiyo.cf.ocha.ac.jp/
東京大学 海洋アライアンス 海洋教育促進研究センター	大学	全国海洋教育サミットなど	http://rome.oa.u-tokyo.ac.jp/
名城大学	大学	海洋教育国際シンポジウム	http://www.meio-u.ac.jp/eventspage/36-all/2852-150228sympo.html
東海大学 海洋学部 博物館	大学	展示、各種イベントなど	http://www.muse-tokai.jp/
東京海洋大学 水圏環境教育学研究室	大学	国際環太平洋海洋教育者ネットワーク会議	http://ipmen-2014-japan-japanese-page.jimdo.com/
東北大学 農学研究科 附属複合生態フィールド教育研究センター 複合水域生産システム部	大学	公開セミナーなど	http://www.agri.tohoku.ac.jp/field/
アクアマリンふくしま	博物館	展示、各種イベントなど	http://www.marine.fks.ed.jp/
海の中道海洋生態科学館	博物館	展示、各種イベントなど	http://www.marine-world.co.jp/
広尾町 海洋博物館	博物館	展示	http://www.town.hiroo.hokkaido.jp/kankou/spot_rekishi.html
海の博物館	博物館	展示、イベントなど	http://www.umihaku.com/
有限会社 コンパスコース	企業	セーリング体験など	http://www.compass-course.com/
株式会社 リビエラリゾート	企業	リビエラ海洋塾	http://www.riviera-r.jp/

現在、どのような組織においてどのような海洋教育が行われているのだろうか。本格的な調査が必要であるが、今回はその予備調査としてインターネットを用いた調査を行った。

Google の検索サービスを利用して「社会教育 海洋教育」を検索すると、約 4,280,000 件がヒットした。この検索結果において上位から 200 件を詳しく見て、実際に社会教育として海洋教育を行っている(行っていた)団体をピックアップしたところ、上記のような団体がピックアップできた。

「社会教育」という単語で検索したため、生涯学習という位置づけで行っている場合や、特にそれらの言葉を使っていない場合はヒットしないことに注意が必要だが、公益法人、NPO、自治体、大学、博物館、企業など多岐に渡る団体が見つかった。NPO は実際に海に出て体験するようなプログラムを実施しているのに対し、大学や公益法人はセミナーやシンポジウムなどのプログラムが多いように感じた。漁協はヒットしなかったが、地引き網体験など様々なプログラムを実施していることが想像できる。

また、船の科学館が 2014 年度に実施した、「全国の博物館における海洋教育実施状況調査」(http://www.funenokagakukan.or.jp/s-smuseumnet/enquete_result.html)において興味深い結果が得られている。海事博物館や水族館など、全国の博物館 1,000 館を対象に行われ、回答率は 53.4%であった。この調査によると海洋教育を実施したことがあるのは 49.3%と半数であった。観察会が最も多く、講座・セミナーも多く見られた。

2-5) 社会教育において海洋教育を推進するための戦略

生涯学習は自発的意思に基づいて行われるものであるため、社会教育において海洋教育を推進するためには、人々の海を学びたいという意欲をエンカレッジしていくような取り組みが重要である。またそれを考えるにあたって、人々が海についてどの程度学びたいと考えているかといったニーズ調査も必要になるかもしれない。同時に、海を学びたいと思った際にサポートできるような仕組みづくりも重要である。水族館や海洋系博物館への学習プログラム開発のための助成事業や図書館向けの海系書籍購入補助、学習事例や活動団体のデータベース化と一般提供、体験学習を行う団体が活動しやすい制度や環境作りなど、多くの事業が考えられる。

また、社会教育はあくまで人々の自主的な学びをサポートするものであるため、人々が学ぶべき知識や技能を体系立てることにはあまり意味がないが、少なくとも「海洋に関する国民の理解の増進」のために重要な知識や技能などを網羅的ではないにせよ列挙し、どのような活動においてそれらの項目を学ぶことができるかといった一覧を準備することは有用であると考えられる。逆に、社会教育を担う施設や NPO をマップで想定し、そこに成り立つ課題領域をプロットしたものも有用であろう。

2008 年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」において、生涯学習行政にとって、具体的な学習内容の提示よりも、分野の選定や仕組みづくりが重要であると述べられている。生涯学習行政にとって海が生涯学習にとって必要な分野であると考えていただけるような取り組みが必要となる。海を学ぶことのメリット、特に地域振興や防災などにおいて有益であることをアピールすることは効果が大きいと考えられる。

ある分野についての教育を規定した法律としては、近年では「食育基本法」が 2005 (平成 17) 年に制定された、その影響力は大きく、2008 (平成 20) 年の学習指導要領の改定時に食育が盛り込まれ、行政のイベント等だけではなく料理学校やスーパーなどでも盛んに食育という言葉が使われ、人々に食育の理念が浸透してきている。海においても、その学習の推進のために「海洋教育基本法」や「海洋文化促進法」などの新たな法律も視野に入れた取り組みを検討することも必要であろう。

2-6) (参考) 社会教育の定義に関する法令等

「社会教育法」1949（昭和24）年6月10日 法律第127号

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

「教育基本法」2006（平成18）年12月22日 法律第120号

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

「生涯教育について」第12期中央教育審議会 答申、1981（昭和56）年

今日、変化の激しい社会であって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

「生涯学習の基盤整備について」中央教育審議会 答申、1990（平成2）年

生涯学習については、第12期中央教育審議会が、昭和56年に「生涯教育について」答申を行っている。この答申においては、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行うものであり、生涯学習と呼ぶのがふさわしいとしている。

そして、この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備充実しようとするのが生涯教育の考え方であるとしている。言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人ひとりが充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念であるとしている。

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」

中央教育審議会 答申、2008（平成20）年2月

第2部施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

(2) 生涯学習の理念等についての基本的考え方

(生涯学習と生涯教育)

- 「生涯学習」は、「生涯教育」を学習者の視点からとらえ直した考え方・理念であると言われることがあるが、これについては、昭和56年の中央教育審議会答申（「生涯教育について」）でも明らかにされているように、「生涯学習」が生涯にわたって行われる「具体的な学習活動」を指すものであるのに対し、「生涯教育」が「考え方・理念」を表すものであるため、同質の対称的な概念として両者をとらえることは適切ではない。生涯教育という「考え方・理念」に対応する概念としては、改正教育基本法第3条に新たに規定された「生涯学習の理念」が適切である。

(生涯学習に関する定義)

- また、生涯学習という言葉の表す活動の幅があまりにも広範であり、その具体的な内容が定義されていないという指摘があるが、これについては、平成2年の中央教育審議会答申において指摘されているように、生涯学習は各個人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、手段についても必要に応じて、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら行うものとの考え方があることに留意する必要がある。
- あわせて、多種多様なかたちで実現されるべき生涯学習の具体的な内容を、法律上定義することはその性質上適当ではないとして、これまでも法律上の定義を置かなかった経緯があること、実態上も国民に生涯学習という言葉が一定程度定着していること等も考慮する必要がある。
- これらを踏まえれば、生涯学習の具体的な内容そのものを定義することよりも、行政として生涯学習を振興するに当たって、どの分野を対象とするのかなどを検討することが、今後の生涯学習振興行政にとって重要である。

(生涯学習と社会教育・学校教育の関係)

- このように整理した上で、生涯学習と社会教育・学校教育の関係を整理すれば、各個人が行う組織的ではない学習（自学自習）のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習である、ということができる。この場合、概念的には、社会教育や学校教育そのものではなく、そこで行われる多様な学習活動が、生涯学習に包含される対象であることに留意する必要がある。

(生涯学習振興行政と社会教育行政・学校教育行政の関係)

- また、改正教育基本法において明らかにされているように、国や地方公共団体が学校教育や社会教育に関する施策等を実施する際には、生涯学習の理念に配慮する必要がある。
- このことを踏まえれば、生涯学習振興行政は、生涯学習の理念に則って、その理念を実現するための施策を推進する行政であるといえる。そのため、その行政に関する施策は、社会教育行政や学校教育行政によって個別に実施される施策を中心として、首長部局において実施される生涯学習に資する施策等に広がっている。これらの各分野ごとの施策において、それぞれ生涯学習の理念に配慮しつつ、各施策を推進することは必要であるが、その全体を総合的に調和・統合させるための行政が生涯学習の理念を実現させるための、生涯学習振興行政の固有の領域であると考えられる。
- その内容として、これまでも整理されているように、①国民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる社会の実現のための生涯学習の機会の整備のための施策（学習情報を提供することや学習者のための相談体制を整備すること、潜在的な学習需要を持つ人々に対しても適切な配慮を行い学習意欲を高めるための啓発活動を行うこと、関係行政機関等の各種施策に関し連絡調整を図る体制を整備すること等）、②生涯学習の成果を適切に

生かすことのできる社会の実現のための施策（成果を生かす場や成果を生かすための評価のための制度の構築等）が具体的な施策として挙げられる。

- なお、「社会教育」が社会教育法第2条において、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されていることから、社会教育行政は、学校教育として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を対象とする行政である。これは、いわば国民一人一人の生涯の各時期における人間形成という「時間軸」と、社会に存在する各分野の多様な教育機能という「分野軸」の双方から、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象としており、その範囲は広がりを持ち、生涯学習振興行政において社会教育行政は中核的な役割を担うことが期待されている。

5: 参考資料

海洋教育拡充に向けた取り組み調査研究委員会議事要旨

（1）平成26年度 第1回 海洋教育拡充に向けた取り組み研究委員会
2014(平成26)年8月28日(木) 10:00～12:00
海洋政策研究財団 8階 第1会議室

秋道智彌（総合地球環境学研究所 名誉教授）：欠席
石原義剛（財団法人東海水産科学協会 海の博物館館長）
清原洋一（文部科学省初等中等教育局 視学官）
佐藤 学（学習院大学文学部 教授）
嶋野道弘（文教大学教育学部 教授）：欠席
白山義久（独立行政法人海洋研究開発機構 理事）：欠席
高田浩二（株式会社海の中道海洋生態科学館 マリンワールド海の中道館長）
寺島紘士（海洋政策研究財団 常務理事）
春成 誠（一般財団法人運輸政策研究機構 理事長）
日置光久（東京大学大学院教育学研究科 特任教授）
山形俊男（独立行政法人海洋研究開発機構 アプリケーションラボ所長）：欠席

オブザーバ（鈴木悠太（東京大学大学院理学系研究科海洋アライアンス・海洋教育促進研究センター 特任講師））
事務局（酒井英二・古川恵太・大塚万紗子・上里理奈・五條理保・瀧本朋樹・大西徳二郎）

■財団挨拶

今年度から、新たな3か年計画として海洋教育拡充に向けた取り組みの調査研究を始める。今年は学習指導要領改訂に向けての諮問が行われるので、その中で海洋教育についてもきちんとした位置づけをお願いしたいと考えている。先生方のご尽力の賜物であるが、海洋教育は、海洋基本計画でもかなりきちんとした位置づけをさせていただいており、8年前に比べるとかなり具体的に進展した。そういったものを基にもう少ししっかりと我が国の学校教育の中に海洋教育が位置づけられるように、皆様方の協力を得て頑張っていきたいので、よろしく願いたい。

■配布資料確認

議事次第

資料1：学習指導要領に海洋教育を位置づける必要性

資料2：各種新聞記事

資料3：OPRF ニュースレターNO.335

資料4：中教審過去プロセス資料

資料5：前回の中教審審議における食育の働きかけ資料

資料6：2007年提言（定義、コンセプト、5提言）

参考1：社会教育法

参考2：教育基本法

別紙：委員名簿

別紙：平成26年度 我が国の学校教育における海洋教育拡充に向けた取り組み事業（日本財団海洋教育促進プログラム）

日置委員持参資料：わが国における海洋教育促進研究と海洋教育促進拠点形成事業 全国海洋教育実施調査

高田委員持参資料：海洋教育のための博学連携の作り方と海洋リテラシー

■報告事項

□報告内容

- ・昨年度の委員会終了後から現在までにあった海洋教育に関する動きについて。

□当財団等の活動

- ・4月2日、当財団、日本財団、および東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターの3者で、文部科学省初等中等教育局局長（当時）の前川氏を訪問。海洋教育の意義と学習指導要領の見直しに際して海洋教育の位置づけを明確にして欲しい旨を説明。
- ・4月16日、自民党政務調査会の海洋総合戦略小委員会において、資料1に基づき、当財団の寺島が上記と同様の説明。そのあとすぐに、同内容を内閣官房総合海洋政策本部事務局長（当時）の長田氏に説明。
←・ここまでで、文部科学省初等中等教育局、政権与党自民党、そして総合海洋政策本部という海洋教育に関する主要なところに説明をして回った。
- ・5月30日、海洋基本法戦略研究会において、日置委員の方から次期学習指導要領に向けての議論をお願いしていただいた。
⇒教育分野の議員の方々にも海洋教育の重要性を理解していただくため、このあと自民党の中で文部科学大臣経験者を対象に訪問。
- ・6月11日、小坂憲次議員のところへ訪問。
- ・6月24日、小坂議員、河村議員、中曽根議員、塩谷議員に対して、説明。
⇒その後、メディアへの寄稿。
- ・日本財団笹川会長が産経新聞の正論に執筆（資料2）。
- ・当財団発行のニュースレターの海の日特集号において、笹川会長のインタビュー記事という形で海洋教育をメインテーマに取り上げる（資料3）。
⇒他に関係者の取り組み。
- ・7月31日に開催された日本学術会議のフォーラムにおいて、海洋教育が取り上げられた。これは、佐藤委員長長、そして東京大学海洋アライアンスの尽力によって開催されたもの。当財団からも寺島が参加。
←・このように、様々な場を使って周知に努めてきた。
- ・ロビー活動については、かなり手ごたえのある状況に来ている。

□外部の注目すべき動き

- ・8月13日付読売新聞記事（資料2）
 - ⇒・記事の出所が不明。
 - ・プラスマイナス両方の影響あり。
 - ←・関係者に、我々とは無関係であることを伝える必要あり。
 - ・我々は慎重に動く必要あり。

□確認事項

- ・今期の委員会も、防災、国土、資源、産業、環境、そして文化・芸術という6項目を設定した骨子（資料1）に基づいて活動を展開していく。

■審議事項1：平成26年度実施計画について

□実施計画の説明

- ・事務局から、別紙：「平成26年度 我が国の学校教育における海洋教育拡充に向けた取り組み事業（日本財団海洋教育促進プログラム）」に基づいて説明。
 - ⇒・中身については、ここ数年取り組んでいることとそれほど差はない。
 - ・事業目標を今までと比べてはっきりとさせた。
 - ・今までは無かったが、事業名に「（日本財団海洋教育促進プログラム）」と付いている。
 - ←・これは、日本財団の方でもこの同じ目標、共通の目標に沿って様々な事業を今推進しているから。
 - ・実施内容は、柔軟かつ機動的に、随時組み立てられるような形にしてある。
 - ・ロードマップを作成して、いつ、どこで、誰に対して、どういうことをやるのかという作業計画を作る。
 - ・各種条件整備として、必要に応じてシンポジウムのようなものや調査を行う、もしくは教育界が必要とするものであれば、当財団の方で条件整備に向けた事業をする。
 - ・最後に、政策提言を行う。今年度に行うというわけではなく、3年ペースの中で期が熟したタイミングで行う。

□第2回委員会までにすべきこと

- ・かなり細かいレベルまで吟味して作業計画を立てる（これは、第2回委員会までに限らず随時行う）。
- ・現況を整理して、情報をアップデートする。
- ・社会教育について、議論を開始する。

□フリーディスカッション

- ・海洋教育を諮問文に入れてもらうのが無理だとすると、諮問の際の大臣の談話で触れていただくことは可能か。
- ・活動の際に触れなければならないのは、防災と領土。
- ・諮問が秋ならば、行動する時期は今かもうそろそろ。
- ・食育が学習指導要領に入るときは、どのような動きがあったのか。

■審議事項2：学習指導要領に反映させるための働きかけについて

□審議事項の説明

- ・今までロビー活動を行ってきて、外野からの風は起こせるものの、学校教育という本丸の中での議論は何も進まないという認識を持っている。
 - ⇒・文部科学省、中教審、および社会的機運の流れを海洋教育に傾かせるにはどうすればよいのか。
- ・食育は、学習指導要領に入るかなり前から文部科学省内で議論がされており、内部の環境が整っていたという点で、海洋教育とは異なる。

- ・海洋教育はどういった能力を養成できるのかという教育としてのコアの部分を考えていかなければならない。
- ・文部科学省初等中等教育局、中教審、あるいは社会一般という、この3つの軸に対してこれからどういうことをやっていくのかについてご示唆いただきたい。
- ・加えて、実際の教育現場に我々の声が届くには何をすべきかという観点からもご意見をいただきたい。

□フリーディスカッション

- ・以前神戸で行った海事教育は、現場の先生方は忙しく、先生方がOKと言わなければなかなか上手く実施できず、2年で頓挫した。
- ・日本海事新聞と日本教育新聞のオーナーは同じであり、一方通行ではあるが、現場の先生方がお読みになる日本教育新聞を利用するのも1つの手である。
- ・現場の先生方はどのような論理で動いているのか。
 - ←・教育委員会から来た話や学習指導要領に書いてあること、つまり、本来の教育の仕組みの中から来たものが最優先される。
 - ⇒・我々は、その中に海洋教育を入れていかないと、上手くいかない。
- ・現場の先生方は、学力をつけることが関心事であり、それ以外に手が回らない。
 - ⇒・東京大学海洋教育促進研究センターは、「海洋教育促進拠点」を10くらいつくった。
 - ・そこでは、協定書を取り交わし、地元の行事や総合学習で行っていることを含めて教科レベルの海洋教育プログラムに引き上げていき、子どもの能力育成を図る。
 - ・それを整理して、中教審に資料として出す。
 - ←・中教審で海洋教育についてのプレゼンテーションを行うことは可能か。
 - ←・中教審では折に触れて各種団体からヒアリングを行っている。そこに選ばれることができれば、可能。
 - ・海洋基本計画に載っているという法的根拠があるところから、教育課程部会での対応をお願いするというアプローチはどうか。
 - ・学校教育の現場でも、「海洋教育」という言葉は、内容を答えられないにしても認知を得てきている。
 - ・海洋教育に対応する実践は、各教科や総合学習でも行われており、海洋教育はゼロの状態から実践をするわけではない。
 - ・国連宣言を行い、文部科学省内にも担当部署があり、政策優位で進めているESDに比べ、海洋教育は弱い。中教審の議論の俎上に載せるとき、環境教育やESDに比べて根拠が弱い点をどのように考えるか。
 - ・今回の目標は、「海洋教育」という言葉が学習指導要領の総論に入ること。せめて、「海洋」という言葉が入るだけでも状況が変わる。最低でも、「環境（海洋を含む）」という位置づけを得たい。
 - ←・「環境（海洋を含む）」となった場合、環境教育学会と全面的に協力したい。
 - ・フューチャーアースの中で位置づけ、教育課程部会の方に話を持ち込む方法もある。
 - ・高校の水産科、つまり、産業教育の方では、マリンスポーツといったものが学習指導要領に入ってきており、具体的にそういった学科もできている。
 - ・ESDの中に海洋教育を位置づけるのは国際的な流れの中で考えると違和感はない。環境教育と海洋教育は密接に関連するが、海洋教育は環境だけではない。環境よりもサステイナブル・ディベロップメントの中に入る方が違和感はない。

■審議事項3：社会教育における海洋教育について

□審議事項の説明

- ・社会教育については、我々は門外漢なので、今まで全く議論をしてこなかった。
 - ←・しかしながら、社会教育施設は、学校教育を支える重要な機関である。
 - ⇒・社会教育を担う可能性のあるあらゆる機関にまで視野を広げて、社会教育における海洋教育は何な

のかを考えていきたい。

⇒・社会教育においても、資料 6 を参考に、大卒の提言を行いたい。

←・社会教育法では博物館があまり触れられていないので、次回の委員会では博物館法で議論をしたい。

□高田委員が関係する取り組みの説明

- ・海洋教育と博物館教育には、情報化や制度等の点で追い風が吹いている。
- ・海の中道海洋生態科学館では、学校の先生方と共同で、教材やプログラムを開発している。
- ・同館では、学校だけではなく公民館、大学、企業等の様々な相手と連携をしている。
- ・同館は、自ら外に出向くという活動も多くしている。
- ・同館は、情報化し、情報教育を軸にした教育活動を行っている。
⇒・実物教育の限界を補うのが情報教育。
- ・イベント的な学習ではなく、授業の設計や仕掛けをすることによって、子ども達が積極的に議論に参加する授業が全教科にわたってできる。
- ・博物館は、教育施設というからにはカスタマー目線を持ち、マーケティングを行う意識を常に持たなければいけない。
- ・今後海洋教育を進めるにあたっては、社会教育施設や学校教育の情報化ということも見据えて、情報コンテンツや IT 環境を上手に活用する視点も必要。
- ・中教審の生涯学習分科会は、現在、博物館教育はテーマになっておらず、公民館活動にシフトしている。
⇒・公民館の方に視点が向いているのならば、公民館を上手に巻き込んで海洋教育を行っていくのは 1 つの方策。

□石原委員の意見

- ・博物館は、学校教育の体験的な施設であり、海体験をきちんとする場所だという感覚がある。
⇒・学習指導要領に反映させるための働きかけにおいては、博物館利用によって海体験をさせるということを明確に打ち出した形でやっていただきたい。
- ・長年の取り組みに基づいて問題点と思うことは、先生と学芸員の協働ができていないこと。

□フリーディスカッション

- ・この度検討範囲を社会教育に拡大する財団の一番の意図は何か。
←・万一学習指導要領に載った場合、海洋教育を実行するためにはある程度これを担保する枠組みが必要である。
- ・美術館、博物館が位置づけられたのは前の学習指導要領。
⇒・学習指導要領への対応という形ではなく、そういう基盤を踏まえた上で次にどうするか。その中で海洋教育の推進体制をどうつくるかが次の課題。
- ・想定しているのは、学校と博物館の連携、そして博物館独自の教育活動。この 2 つか。
←・軸は、学校と博物館の連携。そこに教育委員会が介在するという形ができれば、一番ベスト。
- ・博物館法改正時に学芸員の養成課程も見直され、今の学生は新しい課程で学芸員教育を受けている。研究者を育てるという教育から教育者を育てるという教育に文部科学省も大分軸足を移した。
⇒・これから博物館の現場に出ていく学芸員は意識が変わり、現場は少しずつ変わっていくと思われる。

(2) 平成 26 年度 第 2 回 海洋教育拡充に向けた取り組み調査研究委員会

2015(平成 27)年 1 月 6 日(火) 15:00~17:00

海洋政策研究財団 8 階 第 1 会議室

秋道智彌（総合地球環境学研究所 名誉教授）
石原義剛（財団法人 東海水産科学協会 海の博物館 館長）
清原洋一（文部科学省 初等中等教育局 視学官）：欠席
佐藤学（学習院大学 文学部 教授）
嶋野道弘（文教大学 教育学部 教授）
白山義久（独立行政法人 海洋研究開発機構 理事）：欠席
高田浩二（株式会社 海の中道海洋生態科学館マリンワールド海の中道 館長）
寺島紘士（海洋政策研究財団 常務理事）
春成誠（一般財団法人 運輸政策研究機構 理事長）
日置委員（東京大学大学院 教育学研究科 特任教授）
山形俊男（独立行政法人 海洋研究開発機構 アプリケーションラボ 所長）

オブザーバ 鈴木悠太（東京大学大学院 理学系研究科 海洋アライアンス・海洋教育促進研究センター 特任講師）
事務局 酒井英二・古川恵太・大塚万紗子・上里理奈・五條理保・瀧本朋樹・大西徳二郎・赤見朋晃

■財団挨拶

2014年11月に文科大臣より諮問がなされた。前回の指導要領改訂は海洋基本法の結果を盛り込むタイミングを外していたので、今回は待ちに待った諮問。この機会に我々の検討結果を含めて検討して欲しいと考えている。国民の海洋に関する理解の増進という点では、学校教育だけでなく社会教育まで広げて考えていきたい。国民に海洋の重要性を知っていただくという海洋教育の取り組みを進めていきたい。

■佐藤委員長挨拶

文科大臣より諮問があった。海洋教育についての記載はなかった。短い諮問文の中に「アクティブラーニング」というワードが4回も登場している。次回改訂の中心になる。海洋教育のアクティブラーニングとしての位置づけも検討する必要がある。

■配布資料確認

議事次第

資料1：第1回委員会議事録（案）

資料2：初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

資料3：諮問の概要

資料4：第2回全国海洋教育サミットチラシ

資料5：高校編グランドデザイン海洋教育コンセプト（抜粋）

資料6-1：社会教育における海洋教育内容系統表案

資料6-2：内容系統表における領域と分野の考え方

資料6-3：スーパーのキャリア段階

資料7：高田委員からのプレゼン資料

参考1：人と海に学び、豊かな感性を育てる海洋学習（備前市立日生中学校教諭藤田孝志氏作成資料）

参考2：第118回「海洋フォーラム」開催のご案内

参考3：博物館法、社会教育法、教育基本法

■議事録案について

資料1。前回の委員会の議事録案。平成26年度事業案。学習指導要領改訂に向けての働きかけの議論。社会教育における海洋教育についての議論（本日はここを中心に議論）。誤字脱字等があれば後ほどご連絡いただきたい。

■進捗報告

2014年4月初旬に文科省初等中等教育局の前川局長に説明に伺った。審議官に就任されたので2014年9月2日に再度訪問。2014年11月18日（諮問2日前）に小松新局長を訪問。指導要領改訂の方向性と海洋教育の親和性や、地方の再生を考えるにあたって、多くの沿岸域において海洋教育は重要なテーマとして位置づけられるため、教育行政上も今後の課題に貢献できるのではないかについて説明。足繁く通いつつ説明を継続している。解散前に下村大臣と2回ほど面会した。

海洋教育促進研究センターにおいて、海洋リテラシー調査を実施した。データを整理しており、2015年1月末の海洋教育サミット（資料4）で発表予定。

■文科省の動き

今回の諮問では英語教育とアクティブラーニングが目玉だが、学校の機構としての在り方についても近々発表があるようだ。また、教育税の導入も文科省内部では検討されているらしい。

■諮問について

初等中等教育分科会教育課程部会資料（2014年12月4日。資料3）。

【趣旨】生産年齢人口、グローバル化、絶え間ない技術革新、構造が変化する可能性。伝統や文化に立脚、高い志や意欲を持つ自立した人間、他者と協働、未来を切り開く。
⇒そのために教育の在り方を一層進化。「何を教えるか」「どのように学ぶか」。目的と内容だけではなく、学び方についても書かれている。これまでは教員に任されてきた。what と how を一体として進化させる必要がある。伝統・文化については教育基本法においてナショナリズム的な記載がある。

【審議事項の柱】

1.教育目標・内容と学習・指導方法、評価の在り方を一体として捉える。

⇒指導系と評価系に分けてやってきたが一体に。画期的。本当にできるのか？

←資質・能力の形成（目標・内容）。アクティブラーニング（方法）。評価。

2.新たな教科。

⇒既存の教科の見直しは当然だが、新たな教科・科目はかなり大きなこと。主に高等学校対象。

3.カリキュラムマネジメント。

⇒PDCA（PLAN DO CHECK ACTION）の流れ。

【何ができるようになるか】

根拠法に準拠しつつ近未来の状況を押さえていくとどのような資質・能力が必要か見えてくる。

⇒知識をプロダクトしていくための能力。主体的、多様性、他者、感性など。

【何を学ぶか】 what←カリキュラムマネジメントより導く。

⇒英語。スーパーグローバルハイスクール（SGH）。スーパーサイエンスハイスクール（SSH）のグローバル人材育成版。

【どのように学ぶか】 how←カリキュラムマネジメントより導く。

⇒アクティブラーニング。

【見直し例：グローバル社会】

⇒英語教育。

【見直し例：高等学校教育】

平成 20 年改訂で小学校・中学校については議論できたが、高校まではあまり議論できなかったという積み残し感があり、今回は高校に重点が置かれるだろう。新しい教科も。

【見直し例：幼児教育】

小学校との接続の問題（スタートカリキュラム、アプローチカリキュラム）。厚労省を巻き込んで検討。

【見直し例：体育・健康】

東京オリンピックを見据えて。

【見直し例：特別支援教育】

インクルーシブ教育。

【見直し例：その他の課題】

近未来に重要になるものを、教科横断的に。前回は情報教育、環境教育が示された。海洋教育もここに入れてくればよいと思う。

文科省の担当者と話していると、「今回の改訂は諮問文に答えが書いてある。」

■海洋教育サミットについて

2015 年 1 月 31 日～2 月 1 日に第 2 回海洋教育サミットを実施（資料 4）。2014 年 2 月 22 日に第 1 回を実施した。1 日目夜の特別講演。海洋教育促進拠点（10 地区程度の教育委員会や施設）から発表。海洋教育促進研究センター講師からはそれぞれの専門とからめてレクチャーを行う。文部科学省後援。教員が参加しやすいだろう。

■博物館教育について

博物館教育にとってここ 10 年は追い風が吹いている。

- ・学社融合：博学連携よりより進んだ形（1996 年 生涯学習審議会答申）。
- ・教育改革プログラム（1998 年）。多くの例の中から博物館が関われそうなものを抽出。伝統文化も。
- ・学校教育の情報化。2002 年から 2005 年にかけて進んだ。
- ・POST2005。学校教育の情報化だけでなく、生涯学習においても推進された。
- ・総合的な学習の時間（2002 年）。カリキュラムのヒントに情報・環境が入った。
- ・学校完全週 5 日制（2002 年）。生徒児童が土日を過ごす受け皿として社会教育施設が。
- ・教育基本法（2006 年）、学習指導要領（2008 年）の中に博物館との連携が記載された。
→教員は堂々と博物館を利用できるようになった。
- ・海洋基本法（2007 年）。
→「海洋産業の事業者、海洋に関する活動を行う団体」は、水族館だけではなく全ての博物館に拡大解釈。
- ・博物館法改正（2008 年）。博物館は社会教育施設だから教育に力を入れるべきと記載。
⇒博物館の教育の機能が重要視されてきた。

公民館・図書館・博物館の連携（社会教育 11 月号）。

社会教育の現場では、博物館単体ではなく、公民館や図書館と連携して活動する時代。

人文系と自然系の連携にもライフワークとして取り組んできた。

←博物館法における博物館の定義の中に人文系や自然系という言葉はなく、博物館業界側が自ら縦割りにしてしまっている。

⇒この縦割りを打破して連携していくといいことがたくさんある。

インフォーマルエデュケーション。評価のない中で自由な学びがあることが良い所。

⇒第 2 回博物館教育研究会（2014 年 12 月 27 日）。

異業種博物館が連携したリレーワークショップ（九州モデル）の成果発表会。

→ミュージアムを渡り歩く子どもたちや大人たちを作っていく取り組み。

これを全国で行えば、ジャパンモデルと呼ぶべき大きな形になるのではないか。

- 【意見】一般の市民の海洋への関心はだんだん薄くなっている。一般の方に海洋に関する知識を与えるのは膨大な努力や時間が必要。フィールドに出て体験するのは有効。
- 【意見】社会教育側は、自分の館の中だけではなく、いろいろな館との連携や、フィールドに出て行くプログラム作りにはしないといけない。来てもらうことが前提だと狭くなる。アウトリーチが重要。
- 【意見】関心のある人をネットワークとしてつないでおくことは重要。
- 【意見】博物館は何をするべきかではなく、これからの博物館はどのような海洋教育を展開していくべきかという未来的な思考が重要。
- 【意見】学校に行くまでの子どもたちに海洋の問題をどう刷り込めるか考えている。小さい子どもたちへの方法が全くない。博物館はモノが中心の施設なので方法や対象が絞られてしまうが、小さい子に対してのアプローチは現実の問題としては重要。

■社会教育における海洋教育に関する提言について

来年度には何らかの提言を行いたい。

⇒学校教育に関する提言（資料 5）。では、海洋教育の定義、コンセプト、何をやるべきかという具体項目の 3 点セットで最終形とした。社会教育でも同様の形にしたい。

■社会教育における海洋教育の定義について

学校教育における海洋教育の定義（資料 5）は、委員会で議論し作っていった。

前半は海洋基本法の理念に立脚し、後半は学校教育法の目的に沿わせた。海洋教育と学校教育の折衷案。

⇒社会教育において、学校教育法のままで使うのは安易なため議論が必要。

社会教育法 第 1 条「教育基本法の精神に則り」とあり、国や自治体の役割が書かれている。第 2 条では、社会教育は学校教育以外の活動すべてを対象と定義されており範囲が広い。また、博物館法 第 1 条「社会教育法の精神に基き」とある。

⇒だとすれば教育基本法の考え方に則るのが自然なのか？そもそも再定義する必要があるのか？

⇒学校以外全てであれば、例えば親しむという点からすると、対象が大人の場合はグルメや観光、サブカルチャーなど、図書館、公民館などの枠組みにとられない方が良いのではないかと考えられる。

- 【意見】学校教育、社会教育という考え方は戦後直後に生まれたもの。当時の社会教育は学校教育以外というだけの意味であった（所轄の部署の中に、学校教育とそれ以外があった）。その後、社会教育が「子どもたちの学校外での学習活動」と「生涯学習と呼ばれる活動」の 2 つに分かれてきたと見ている。社会教育法でうたわれているような概念で話を始めると実態と離れてしまうのではないか？
- 【意見】社会教育は、戦後の生活改善や封建制の撤廃、健康の増進。公民館教育など、啓蒙的にスタートしたもの。生涯学習という言葉ももう古い。1980 年頃から日本の学習人口は学校よりも生涯学習の方が多くなった。生涯学習を基盤とする社会（スクールソサイエティ）になっている。
- 【意見】特に地方財政において、社会教育に関する予算措置はほとんどなく、部署だけが残っている。カルチャースクールや NPO など広い範囲で行われているため、自治体において予算が取られているものと考えれば本来より幅が狭くなる。
- 【意見】社会教育にどういう言葉をあてはめるかは別として、その目的と学校教育の目的は違うはず。社会教育に手をつける目的も必要（海洋基本法の精神をあまねく広めるためのもの）。グローバルな日本を支えられる人材育成でもよい。
- 【意見】「“生涯学習”としての海洋教育」の方が意味合いがはっきりするのではないか？

■社会教育における海洋教育のコンセプトについて

学校教育における海洋教育のコンセプト「親しむ、知る、守る、利用する」の4領域（資料5）は変わらないだろうと思っている。但し、それぞれの解説について、最後の「児童・生徒を育成する」については社会教育に合わせる必要がある。

【意見】あらゆるステークホルダーが関わって地球の問題を変革していかないといけない時代である。社会教育の場合も、単なる学習者という立場を超える考え方が必要。もちろん知識を持つことは必要だが、どう関わっていくかが重要となる。社会教育や生涯学習という言葉も不十分（「学習」は受け身）だろう。持続可能な社会に向け、社会をトランスフォームしていくような力をつける新しい学習の概念が必要。価値の創造や他者との協働、連携して学び合いアクションをしていくことなどを含めた新しい概念が欲しい。それは社会教育や生涯学習の概念を超えた新しい軸となるだろう。

■社会教育における海洋教育の体系化について

学校教育における海洋教育は、内容系統表で考え方を整理した。発達段階と内容領域によってビジュアル化した。社会教育の場合はどうか？

⇒案1：高校版グランドデザインの枠組みと同じ（資料6-1）。横軸が発達段階に相当するもの。学校教育の場合は、低学年、中学年、高学年、というように分けやすいが、社会教育の場合は年齢では分類しづらく多様なため、対象者を横軸としてみた。受ける側と提供する側がごっちゃになっているしもっと多様だろう。

⇒案2：学校教育では4領域12分野をひとくくりにして考えていたがそれをそのまま考えるのが難しい。12分野それぞれ別のシートに分けて示してはどうか？（資料6-2）

⇒参考：ライフステージやキャリア段階の図（資料6-3）。

←社会教育がターゲットにする層は、年齢のズレと同時に属性の違いもあって、ひとつの軸にどう表現したらいいか難しい。

【意見】案1の横軸において「水族館」は「博物館」とした方がよい。

【意見】科学系博物館における教育の体系化を、活動の目標と世代の軸で作ってみたがうまく収まらなかった。全部にわたってやっているとか、親子連れでくるとか、活動の目標も様々なところにまたいでいく。

【意見】生活科を作った時に、生活者という立場の視点を設けた。市民としての教養のような優しい視点が必要。

【意見】体系化は無理。そもそも体系的に行われていないものが生涯学習。もし体系化したとしてもその通りに行政が進めることはできない。生涯学習も社会教育も、提言でこう動いたらと提案してもその通り動かない。学校のように体系的に行われていることを前提とした提言では無理があるし実際にそぐわない。

【意見】海洋教育の重要性や海洋教育によって保証される学びを、ジャンルや制度設計を含めて提案する必要がある。

【意見】市民にとって、どのような「海洋に関する教養」が必要かというおおまかなジャンル（持続可能、資源、国際関係等）と、それらをどうやって学ぶべきか、どう提供されるべきかを提案する必要がある。

【意見】博物館や教育委員会、企業等の海洋教育を担っているエージェントがどういう活動を展開し、どう連携しており、それらに対してどう支援できるのかというシステムデザインを提案する必要がある。

【意見】海洋教育を必要としている人々に何を与えていくか、担っていく人が何を提供できるかという両面のアプローチは分かりやすいがそれだけだとまだ狭い。例えばグルメや観光など、入口としてはとても重要。

■提言のターゲットについて

学校教育の場合は学習指導要領の改訂という具体的なターゲットがあったが、社会教育の場合の具体的なターゲットは？

⇒様々な場面で政策提言を行いたい。

海洋文化促進法のようなものを具体的に想定するとより強力に進むのではないか？

⇒海洋基本法も海洋政策を議論している中で基本法を作ろうと決まってから急に動き出した経緯があるので、検討していきたい。

■今後について

- ・2015年2月末か3月にもう一度委員会を設け、政策的な提言も含めて継続して議論したい。
- ・今年度は報告書というしっかりした形ではなくオープンエンドで終わるが、3年計画で進めていきたい。

■その他

- ・備前市日生（ひなせ）中学校の取り組みについて（参考資料）

日生の沿岸域管理を行っている日生町漁協と日生中学校が協力して海洋教育を行っている。2015年1月の海洋フォーラムで藤田教諭に話をしていただく。海洋教育という面から資料をまとめていただいたので、生徒の感想文なども含めて冊子を作る予定。30年前からアマモ場が減ってきたため、漁協ではそれを増やそうという取り組みをやってきて成果も出ている。そこに子どもたちも参加。

（3）平成26年度 第3回 海洋教育拡充に向けた取り組み調査研究委員会

2015(平成27)年3月2日(火) 15:00～17:00

海洋政策研究財団 8階 第1会議室

秋道智彌（総合地球環境学研究所 名誉教授）

石原義剛（財団法人 東海水産科学協会 海の博物館 館長）

清原洋一（文部科学省 初等中等教育局 視学官）

佐藤学（学習院大学 文学部 教授）

嶋野道弘（文教大学 教育学部 教授）

白山義久（独立行政法人 海洋研究開発機構 理事）

高田浩二（株式会社 海の中道海洋生態科学館マリンワールド海の中道 館長）

寺島紘士（海洋政策研究財団 常務理事）

春成誠（一般財団法人 運輸政策研究機構 理事長）

日置委員（東京大学大学院 教育学研究科 特任教授）

山形俊男（独立行政法人 海洋研究開発機構 アプリケーションラボ 所長）

事務局 酒井英二・上里理奈・五條理保・大西徳二郎・赤見朋晃

■財団挨拶

昨年末に文科大臣より中教審に学習指導要領の改訂に関する諮問が出された。文科大臣の諮問を契機にいろいろなところで少しずつ動きが出てきた。海洋教育に先進的に取り組んでいる学校に支援のための「海洋教育パイオニアスクール基金」を検討中。本委員会は本年度からの3ヵ年計画。学校教育・社会教育において海洋教育の拡充推進に向けてご議論いただきたい。海洋政策研究財団は、2015年4月1日で笹川平和財団と合併。ひきつづき海洋政策に取り組む。名前は海洋政策研究所を予定している。

■佐藤委員長挨拶
初年度最後の委員会。

■配布資料確認

議事次第

資料1：第2回委員会議事録（案）

資料2：平成26年度報告書（案）

資料3：高田委員からの配布資料一式

資料4：～「海の日」関連～ 全国の博物館における「海洋教育」実施状況調査（アンケート）の
実施と集計結果について

参考：海洋教育の普及推進に向けた5つの提言 これまでの実施経緯

■海洋教育パイオニアスクール基金

海洋教育パイオニアスクール基金を日本財団に申請中。

- ・単年度ではなく複数年度継続的に支援をする。
- ・5年を目処に3億円程度の基金で開始。
- ・各学校への金銭的な支援、質の向上のためのアドバイザー・人的な支援、それぞれの取り組みをネットワーク化して事例の共有を図れるような場の支援。

←学習指導要領における海洋教育内容の拡充の取り組み。海洋教育の定義やコンセプト、カリキュラム案を明確化してきた。一定の成果だが、全国調査アンケートでも現場の実践が思うように進んでいない。条件整備として、学校現場への支援を早急に整備すべき。政策的にも重要。

【意見】海洋教育を推進する拠点となる学校やネットワークの構築はずっと必要だったこと。

【意見】拠点の学校がそれぞれ研究を行い発表を行えば、目に見える海洋教育の事業が展開される。

【意見】海のないところで海洋教育をする際の明確な理念が必要。

- ・渋谷区猿楽町（海洋教育の研究指定）の事例。
- ・北区の海育科の事例。
- ・小浜市の事例。
- ・福岡での木の葉をモチーフとした博物館・美術館・水族館のリレーワークショップの事例。

⇒理屈はいろいろとあるが、ストンと納得できるかは疑問。

⇒実践はやれるところからやるというのもひとつの方法。

【意見】ユネスコ・スクール。ESD。209か210校の拠点。機能しているとは言えないが参考にはなる。

- ・気仙沼のユネスコ・スクールはほとんどが海洋教育。

■事例報告：ICTの活用

「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業」

文科省が特に人口減少をしている地域の教育の維持をICTの活用で実現しようとする事業の予算を要求した。

⇒2億円の予算請求に対して、4,000万円の予算がついた。

博物館と過疎地域を結んだ実践事例に対して文科省が支援していく仕組み。

↓

福岡県福岡市西区玄界島小中学校で先行実践。

（玄海島：地震により全島民が市街地に避難し過疎化が進んでいる）

対象学年：中学校3年生

対象単元：理科 生き物のからだのつくり

授業設定：12時限

子どもたちの興味関心のある海の生き物：イカとウニとイルカを中心的に調べ発表。

←出張授業と遠隔授業と来館授業の3点セット

- ・遠隔授業は、イベント的な学習ではなく、授業設計してプログラム化することによって引き立つ。
- ・来年は授業を受けた学校以外に山の学校と結び発表する場を作る。
- ・市街地の公民館や図書館、美術館、歴史系博物館と結んだりして、発展的に広げる。

【意見】感想文が興味深い。「このような学習はこれからのかもしれないかもしれませんが」とあきらめている。これからいくらかでもそういう場が開けていると感じて欲しい。

【意見】子どもはが期待していることは、インターネットで調べたことを実際見たり、イルカに触れたりするなどの直接体験。博物館と学校の連携の柱になる。

【意見】学校と社会教育施設の継続的な連携できるとよい。

■審議事項

報告書案に沿って議論。

(1) 海洋教育拡充に向けた戦略策定と作業計画作成

昨年度の報告書で作成した戦略、作業計画に最近の動向を反映させてアップデート。

1) 学習指導要領改訂に向けた教育界の動向

文科大臣から中教審への諮問において学校教育の方向性として示されたポイントと諮問文全文。

- ・アクティブラーニング等、今後の学習方法、指導方法、評価方法などの教育界で課題になっていくことにとって海洋教育が役に立つ学習題材だということを打ち出す。
- ・「学校教育に対する社会の要請として」に対応する部分として、海洋教育の必要性の論理的な根拠を示す。

【意見】「○社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の拡充のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考えるべきか。」の部分で、海洋が想定されているのではないかと

←新たな教科・科目等についての項目で、1. グローバル化＝英語教育、2. 高等学校、3. 幼児教育、4. 体力、5. インクルーシブ教育について6番目にある。7. 小中一貫よりも優先。

←海洋以外に想定されるものとしてはESD、情報教育、防災。道徳は別立てされている。

←〇〇教育の受け皿として設定されている。

←諮問文の中にも海洋について学習すべきだと書かれていると言ってもよい。

←8年も要請してきたという実績もある。

⇒この部分にターゲットを置き交渉することが必要。

【意見】海洋リテラシー調査では、領土、領海、EEZの認知度、理解度が低い。安全教育、津波・防災教育を含めて、日本の領土に関する項目は、社会の要請を踏まえた一つの事例となると思う。

【意見】英語教育と海洋教育をセットになるようなプログラムが考えられる。海は各国共通。

【意見】大学が早く海洋志向の入試問題を出すべき。

2) 次期学習指導要領改訂までのスケジュールのアップデート

想定していたスケジュールとどういう差ができるかを示す。

- ・諮問を平成26年度の終わりに移動。
- ・諮問文の中で海洋の重要性に触れてもらうということ目標があったが達成できず。
- ・中教審での議論がスタート。

(2) 学習指導要領改訂に向けた各種条件整備

1) 教育界が必要とする条件整備

資料「これまでの実施経緯」において、教育政策的なイベント（赤字）はほとんど達成できていない。

5つの提言において、②学習環境の整備、③外部支援の充実に重点を置きたい。

⇒海洋教育パイオニアスクール基金の設置。

⇒社会教育における海洋教育の検討。

2) 海洋教育に関する社会的ニーズに関する調査

海洋教育の実践、現場支援をしていく上で、課題やニーズの抽出が必要。

⇒現在ヒアリングのとりまとめ中。

3) 海洋教育推進に向けた各種活動

当財団が他財団と協働で行った事業。ロビー活動の記録。

- ・海洋教育戦略会議への参画。

学習指導要領に海洋教育を位置づける必要性に関する政策提言（全文掲載）

←諮問が出る前になぜ海洋教育が必要なんだということを改めて理解してもらうため

⇒文部科学省初等中等教育局

⇒自民党政務調査会 海洋総合戦略小委員会（海洋基本法の観点から議論）

⇒内閣官房総合海洋政策本部事務局（海洋政策全般）

⇒海洋基本法戦略研究会

⇒下村文科大臣（10月14日：諮問直前）

- ・日本学術会議フォーラム等の様々な会議
- ・ヒアリング等

(3) 海洋教育拡充に向けた政策提言等

1) 教育現場への海洋教育実践支援策に関する検討

教育現場を支援するスキーム構築を急ぐべきであるという簡単な提言。

⇒海洋教育パイオニアスクール基金

2) 社会教育における海洋教育に関する研究

- ・社会教育や生涯学習について言葉の整理

社会教育と生涯学習、学校教育の違いとその根拠となる法律や行政文書。

生涯学習：個人の自発的意思において手段も個人が選択し、内容も多様。

⇒海洋教育に関して技能や知識を体系的に示すことは社会教育の考え方にマッチしない。

【意見】海洋基本法や海洋基本計画における社会教育の扱われ方を抑えた上で、学校教育と社会教育の関係、社会教育とは何かという話になっていくが、これだと社会教育の中で海洋教育をどう進めるのかがあまりはっきり見えてこない印象。最初の定義としてはしようがないが、法や中教審の動きに縛られすぎている。

【意見】法制的なレベルで何か議論しようとする学校教育法と社会教育法だが、社会教育法はずいぶん昔に作られたものなので、今の生涯学習社会とは噛み合っていない。社会教育法は基本的に公民館の活動のみを想定しており、現在社会教育を担っている NPO を想定していない。文科省が責任を持つのは公民館を中心にした活動。それにしても財政的措置はない。社会教育法に規定された公民館等の活動についての提言は必要だが、それだけでは現実に生涯学習や博物館教育を行っているところ

ろに届かない。

【意見】法制的な枠からは離れて学校外の様々な博物館等含めたネットワークで検討していくべき。

【意見】社会教育法に基づかずに、単に学校教育の場以外での海洋教育と規定した方が分かりやすい。

【意見】海洋基本法 28 条の「海洋に関する国民の理解の増進」から議論をスタートし、社会教育法は関連するところだけ触れた方がはっきりする。

【意見】既存の法律に当てはめてものを考えるとその枠組みの中でしか出てこない。子どもの実態や、海洋教育をどうしようかという趣旨から入り、既存の施設との関係を検討していくべき。

【意見】中教審生涯学習分科会の話題は公民館の活用。博物館や海洋教育は登場しない。

⇒中教審の場で海洋教育について発言させてもらえる機会を設定してもらったり、中教審において海にかかわる社会教育に関わる人を委員にってもらうように働きかけたりすることが必要。

・社会教育と海洋教育の概念図

学校教育も社会教育も最終的に目指すのは国民一人一人が海との共生をきちんと理解すること。

【意見】社会教育を担う施設や NPO、公民館も含めて、マップで想定し、そこに成り立つ課題領域をプロットし、そこに財団を通してどういう支援ができるかを考えてはどうか。

・社会教育・生涯学習の多様性を示す図（文部科学省資料）

比較的かつちりとした学校教育とそれを取り巻く複雑な生涯学習の概念図。

【意見】学校教育の場合は組織だっで行われているので、コンセプトを決めて領域を決めていったが、社会教育における海洋教育のコンセプトや進め方の骨格になるものが明確になっていない。

・必要な取組

生涯学習の行政機関の枠組みで海が生涯学習にとって必要な分野であることを示しアピールする。

支援する枠組みや仕組み。

海洋教育基本法や海洋文化促進法。

ニーズ調査。

既存の社会教育施設が実施している取り組みの見える化

【意見】海洋教育活動の実施例として圧倒的に多い企画展と学校とで連携できないか。

【意見】社会教育施設が行う海洋教育において学校の単元と関連していないものが 60%もある。これが相互に関係したら相当な効果が出てくる。

【意見】多くの子どもが訪れる水族館で海洋教育があまりやられていない。

→水族館の場合、飼育技術の向上が水族館のネットワークの最大の関心事。

←日本動物園水族館教育研究会。40 年近く歴史。教育活動の実践事例や研究事例の発表、情報交流をする場。そういう団体も是非活用して欲しい

【意見】web サイトを見ると海洋関係の水族館や博物館の取り組みが記録されているような海洋教育ネットワークのようなものは作れないか？そして、その海洋教育を推進する支援事業ができないのか？

【意見】海のことを子どもたちにうまく伝えるには技術が必要。

【意見】海の持っている 2 面性（豊かさを持って来る海と、危険性を持って来る海）をきちんと伝えなければならない。

【意見】網羅的である必要は全然ないが、海のことを国民が理解するために重要な項目をあげ、どのような活動が海洋教育を推進する活動なのかという位置付けを与え、それに対して必要ならば支援する仕組みをとという流れに持っていけるとよい。

■今後について

報告書の修正に関しては委員長一任で満場一致。

この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成26年度 我が国の学校教育における海洋教育拡充に向けた取り組み
(日本財団海洋教育促進プログラム) 報告書

平成27年3月発行

発行 海洋政策研究財団 (一般財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-326-1